

社会福祉法人まこと 処遇改善支援手当支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人まこと(以下「当法人」という。)給与規程に規定する愛媛県が実施する介護職員処遇改善支援事業(以下「支援事業」という。)に基づき当法人の介護職員等に対し支給する処遇改善支援手当(以下「支援手当」という。)について必要な事項を定めることとする。

(支給対象者)

第2条 当法人と雇用契約を締結している、愛媛県が実施する支援事業の定める支給対象職員を対象とする。

2 当法人の事業所に対する配分職員は別表1の通りとする。

(財源)

第3条 第2条第1項に規定する者へ支給する手当の財源は、基準月による介護報酬に各サービス毎の交付率を乗算した見込額とする。

(支給額の計算方法)

第4条 支援手当の支給額は、第3条に規定する加算見込額の範囲内において、当法人が定める額とする。

(1) 基準月の介護報酬に基準月時点の事業所毎加算率を乗算して算出した金額を支援事業に規定された加算方法で計算した金額を各職員の基準月の勤務時間に比例して算出する。

(支給方法)

第5条 支援手当は基準月の翌月20日に給与として支給する。

(在籍の限定)

第6条 支援手当は、基準月に在籍していない者については支給しない。

(その他)

第7条 この要綱は、支援事業が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この要綱は、交付の日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

社会福祉法人まこと 処遇改善支援手当支給要綱

別表 1

介護報酬発生事業所名	手当が支給される職員
特別養護老人ホームしあわせの家	左記事業所の支援手当による収入の見込額から算出された支援手当を左記事業所及び法人本部に配属された職員に配分する
ショートステイしあわせの家	
デイサービスセンターしあわせの家	左記事業所の支援手当による収入の見込額から算出された支援手当を左記事業所に配属された職員に配分する
地域密着型特別養護老人ホームしあわせの家寒川	左記事業所の支援手当による収入の見込額から算出された支援手当を左記事業所に配属された職員に配分する
ショートステイしあわせの家寒川	